

訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条)</p> <p>第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p>第一節 定義(第二条)</p> <p>第二節 訪問販売(第三条 第七条)</p> <p>第三節 通信販売(第八条 第九条の三)</p> <p>第四節 電話勧誘販売(第九条の四 第九条の十三)</p> <p>第五節 雑則(第十条 第十条の七)</p> <p>第三章 連鎖販売取引(第十一条 第十七条)</p> <p>第三章の二 特定継続的役務提供(第十七条の二 第十七条の十一)</p> <p>第四章 雑則(第十八条 第二十一条の二)</p> <p>第五章 罰則(第二十二条 第二十五条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引並びに特定継続的役務提供に係る取引を公正にし、並びに購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この章並びに第十八条の二及び第十八条の三において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条)</p> <p>第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p>第一節 定義(第二条)</p> <p>第二節 訪問販売(第三条 第七条)</p> <p>第三節 通信販売(第八条 第九条の三)</p> <p>第四節 電話勧誘販売(第九条の四 第九条の十三)</p> <p>第五節 雑則(第十条 第十条の七)</p> <p>第三章 連鎖販売取引(第十一条 第十七条)</p> <p>第四章 雑則(第十八条 第二十一条の二)</p> <p>第五章 罰則(第二十二条 第二十五条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引並びに連鎖販売取引を公正にし、並びに購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この章及び第十八条の二において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。</p>

一〇二 (略)

2 この章並びに第十八条の二及び第十八条の三において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供者事業者が郵便その他の通商産業省令で定める方法（以下「郵便等」という。）により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う指定商品若しくは指定権利の販売又は指定役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう。

3 この章並びに第十八条の二及び第十八条の三において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供者事業者が、電話をかけた又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勧誘顧客」という。）から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う指定役務の提供をいう。

4 (略)

(適用除外)

第十条 (略)

2〇3 (略)

4 第七条の規定は、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定する割賦販売、同条第二項に規定するローン提携販売又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売（以下この条及び第十七条の十一において「割賦販売等」という。）で訪問販売に該当するものについては、適用しない。

5〇6 (略)

一〇二 (略)

2 この章及び第十八条の二において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供者事業者が郵便その他の通商産業省令で定める方法（以下「郵便等」という。）により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う指定商品若しくは指定権利の販売又は指定役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう。

3 この章及び第十八条の二において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供者事業者が、電話をかけた又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勧誘顧客」という。）から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う指定商品若しくは指定権利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う指定役務の提供をいう。

4 (略)

(適用除外)

第十条 (略)

2〇3 (略)

4 第七条の規定は、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定する割賦販売、同条第二項に規定するローン提携販売又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売（以下この条において「割賦販売等」という。）で訪問販売に該当するものについては、適用しない。

5〇6 (略)

(定義)

第十七条の二 この章並びに第十八条の二、第十八条の三及び第二十一条において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるものをいう。

一 役務提供事業者が、特定継続的役務をそれぞれの特定継続的役務ごとに政令で定める期間を超える期間にわたり提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額を超える金銭を支払うことを約する契約（以下この章において「特定継続的役務提供契約」という。）を締結して行う特定継続的役務の提供

二 販売業者が、特定継続的役務の提供（前号の政令で定める期間を超える期間にわたり提供するものに限る。）を受ける権利を前号の政令で定める金額を超える金銭を受け取つて販売する契約（以下この章において「特定権利販売契約」という。）を締結して行う特定継続的役務の提供を受ける権利の販売

2 この章及び第二十一条において「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

一 役務の提供を受ける者の身体の美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもつて誘引が行われるもの

二 役務の性質上、前号に規定する目的が実現するかどうかが確実でないもの

(特定継続的役務提供における書面の交付)

第十七条の三 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者と特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約（以下この章において「特定継続的役務提供等契

約」という。)を締結しようとするときは、当該特定継続的役務提供等契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、当該特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 役務提供事業者は、特定継続的役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について当該特定継続的役務提供契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 役務の内容であつて通商産業省令で定める事項及び当該役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名

二 役務の対価その他の役務の提供を受ける者が支払わなければならない金銭の額

三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法

四 役務の提供期間

五 第十七条の九第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。)

六 第十七条の十第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項(同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項を含む。)

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項、販売業者は、特定権利販売契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について当該特定権利販売契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に交付しなければならない。

一 権利の内容であつて通商産業省令で定める事項及び当該権利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名

二 権利の販売価格その他の当該特定継続的役務の提供を受け

る権利の購入者が支払わなければならない金銭の額

三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法

四 権利の行使により受けることができる役務の提供期間

五 第十七条の九第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）

六 第十七条の十第三項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第四項から第六項までの規定に関する事項を含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

（誇大広告の禁止）

第十七条の四 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするときは、当該特定継続的役務の内容又は効果その他の通商産業省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（禁止行為）

第十七条の五 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務の提供者を受ける者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(書類の備付け及び閲覧等)

第十七条の六 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供に係る前払取引(特定継続的役務提供に先立つてその相手方から政令で定める金額を超える金銭を受領する特定継続的役務提供に係る取引をいう。次項において同じ。)を行うときは、通商産業省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならない。

2 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は前項の役務提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(指示)

第十七条の七 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第十七条の三から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける者又は特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者(以下この章において「特定継続的役務提供受領者等」という。)の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 特定継続的役務提供等契約に基づく債務又は特定継続的役務提供等契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務提供受領者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する

行為であつて、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるもの

(業務の停止等)

第十七条の八 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第十七条の三から第十七条の六までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条の規定による指示に従わないときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、一年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(特定継続的役務提供等契約の解除等)

第十七条の九 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約を締結した場合におけるその特定継続的役務提供受領者等は、第十七条の三第二項又は第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面によりその特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる。

2 前項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務の提供に際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要がある商品として政令で定める商品（以下この章において「関連商品」という。）の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、当該商品の販売に係る契約（以下この条及び次条において「関連商品販売契約」という。）についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が第十七条の三第二項又は第三項の書面を受領した場合において、関連商品

であつてその使用若しくは一部の消費により価格が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは、この限りでない。

3 前二項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除及び関連商品販売契約の解除は、それぞれ当該解除を行う旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。

4 第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合においては、役務提供者若しくは販売業者又は関連商品の販売を行つた者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができない。

5 第一項の規定による特定権利販売契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合において、その特定権利販売契約又は関連商品販売契約に係る権利の移転又は関連商品の引渡しが既にされているときは、その返還又は引取りに要する費用は、販売業者又は関連商品の販売を行つた者の負担とする。

6 役務提供者事業者又は販売業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合には、既に当該特定継続的役務提供等契約に基づき特定継続的役務提供が行われたときにおいても、特定継続的役務提供受領者等に対し、当該特定継続的役務提供等契約に係る特定継続的役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

7 役務提供者事業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除があつた場合において、当該特定継続的役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、これを返還しなければならぬ。

8 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

第十七条の十 役務提供者事業者が特定継続的役務提供契約を締結



した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第十七条の三第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、将来に向かつてその特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる。

2 役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

一 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額

イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額

ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

二 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額

3 販売業者が特定権利販売契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者は、第十七条の三第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、その特定権利販売契約の解除を行うことができる。

4 販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができない。

一 当該権利が返還された場合 当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該権利の販売価格に相当する額

から当該権利の返還されたときにおける価格を控除した額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)

二 当該権利が返還されない場合 当該権利の販売価格に相当する額

三 当該契約の解除が当該権利の移転前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

5 | 第一項又は第三項の規定により特定継続的役務提供等契約が解除された場合であつて、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供受領者等に対し、関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合には、特定継続的役務提供受領者等は当該関連商品販売契約の解除を行うことができる。

6 | 関連商品の販売を行った者は、前項の規定により関連商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務提供受領者等に対して請求することができない。

一 当該関連商品が返還された場合 当該関連商品の通常の使用料に相当する額(当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価格を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額)

二 当該関連商品が返還されない場合 当該関連商品の販売価格に相当する額

三 当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

7 | 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

(適用除外)

第十七条の十一 この章の規定は、次の特定継続的役務提供については、適用しない。

一 特定継続的役務提供等契約で、特定継続的役務提供受領者等が営業のために又は営業として締結するものに係る特定継続的役務提供

二 本邦外に在る者に対する特定継続的役務提供

三 国又は地方公共団体が行う特定継続的役務提供

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う特定継続的役務提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。）

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法第八十二条の二又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う特定継続的役務提供

2 第十七条の十第二項、第四項及び第六項の規定は、特定継続的役務又は関連商品を割賦販売等により提供又は販売するものについては、適用しない。

（主務大臣に対する申出）

第十八条の二 何人も、訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引又は特定継続的役務提供に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 （略）

（指定法人）

第十八条の三 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定による法人であつて、次項に規定する業務（以下この条及び第二十条の二において「訪問販売取引等適正化業務」という。）を適正かつ確実に行つことができると認め

（主務大臣に対する申出）

第十八条の二 何人も、訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販売に係る取引又は連鎖販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 （略）

られるものを、その申請により、訪問販売取引等適正化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

2 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 前条第一項の規定による主務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。
- 二 主務大臣から求められた場合において、前条第二項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。
- 三 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引並びに特定継続的役務提供に係る取引（以下この条において「訪問販売取引等」という。）に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 訪問販売取引等に関する苦情処理若しくは相談に係る業務を担当する者を養成すること。

（改善命令）

第十八条の四 主務大臣は、指定法人の前条第二項に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第十八条の五 主務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

（消費経済審議会への諮問）

第十九条 主務大臣は、第二条第四項、第六条第一項（第三号を除く。）、第九条の十二第一項（第三号を除く。）、第十条第二項第二号若しくは第三項第二号、第十七条の二第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項又は第十七条の九第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

（消費経済審議会への諮問）

第十九条 主務大臣は、第二条第四項、第六条第一項（第三号を除く。）、第九条の十二第一項（第三号を除く。）又は第十条第二項第二号若しくは第三項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 通商産業大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六条第一項第三号、第九条の十二第一項第三号、第十条第三項第一号、第十一条第一項、第十七条の二第一項第一号（金額に係るものに限る。）又は第十七条の十第二項第一号口若しくは第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

（報告及び立入検査）

第二十條の二（略）

2 主務大臣は、訪問販売取引等適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、訪問販売取引等適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、訪問販売取引等適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第二十一條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一（略）

二 指定権利に係る販売業者に関する事項、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び連鎖販売業を行う者に関する事項並びに特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者に関する事項については、通商産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣

三 指定役務に係る役務提供事業者に関する事項、役務に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び連鎖販売業を行う者に関する事項並びに特定継続的役務に係る役務提供事業者に関する事項並びに特定継続的役務に係る役務提供事業者に関する事項

2 通商産業大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六条第一項第三号、第九条の十二第一項第三号、第十条第三項第一号又は第十一条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

（報告及び立入検査）

第二十條の二（略）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣）

第二十一條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一（略）

二 指定権利に係る販売業者に関する事項並びに施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び連鎖販売業を行う者に関する事項については、通商産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣

三 指定役務に係る役務提供事業者に関する事項並びに役務に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び連鎖販売業を行う者に関する事項については、通商産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

関する事項については、通商産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

四 指定法人に関する事項については、通商産業大臣並びに指定商品の流通を所掌する大臣、指定権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣、指定役務の提供を行う事業を所管する大臣及び特定継続的役務の提供を行う事業を所管する大臣

五 (略)

2 この法律における主務省令は、前項第四号に定める主務大臣の発する命令とする。

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条の二、第九条の九、第十二条又は第十七条の五の規定に違反した者

二 第五条の四第一項、第九条の三第一項、第九条の十一第一項、第十六条第一項又は第十七条の八第一項の規定による命令に違反した者

第二十二條の二 第十四條の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十三條 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第五条、第九条の六、第九条の七又は第十七条の三の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

二 第五条の三、第九条の二、第九条の十、第十五条又は第十七条の七の規定による指示に違反した者

提供を行う事業を所管する大臣

四 (略)

第二十二條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五条の二、第九条の九又は第十二条の規定に違反した者

二 第五条の四第一項、第九条の三第一項、第九条の十一第一項又は第十六条第一項の規定による命令に違反した者

第二十二條の二 第十四條の規定に違反して、書面を交付せず、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第五条、第九条の六又は第九条の七の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

二 第五条の三、第九条の二、第九条の十又は第十五条の規定による指示に違反した者

三 第八条の二又は第十七条の四の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

四 五 (略)

六 第十七条の六第一項の規定に違反して、同項に定める書類を備え置かず、又はこれに不正の記載をした者

七 第十七条の六第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだ者

八 (略)

第二十三条の二 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の三第二項又は第十条の六第二項の規定に違反して、その名称中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員という文字を用いた者

二 第二十条の二第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十二條第二号 三億円以下の罰金刑

二 第二十二條第一号又は第二十二條の二から第二十三條の二まで 各本條の罰金刑

三 第八条の二の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

四 五 (略)

六 (略)

第二十三条の二 第十条の三第二項又は第十条の六第二項の規定に違反して、その名称中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員という文字を用いた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。